

実践力ポイント付与制度・2016年度改定案 (研修・制度委員会付議資料)

2015/9/10 ITCA

1. 基本的な考え方

現行の「3年累計30ポイント」から「年間10ポイント」の単年度判定に改定する。

- (1) ITCは創設時から毎年の資格更新制度により、不断に継続学習、実践活動に取り組み、最新のスキルやキャリアを維持してステークホルダーから高い評価を得ている。
- (2) ITCAは毎年の資格更新制度を維持することで、ITC資格価値への高い評価を継続したい。
- (3) しかし、現在のITCのポイント制度は、更新は毎年であるのに、更新に必要なポイントは更新前の3年間の合計30ポイントであり、更新制度とポイント制度の考え方に食い違いがあった。つまり、ある年に更新に必要な3年間分の30ポイントを取得すると、その後の2年間の活動実績がなく、ポイントが0でも更新が可能となる。
- (4) 複数年を対象としたポイント制度を持つ他の資格は、原則として更新の間隔がポイントの対象年と一致しており矛盾がない。
- (5) ITCAの現行の資格更新制度とポイント制度の不整合は、資格更新のための活動を計画するITCや、資格取得を目指す方への制度説明において、分かりにくいものとなっていた。
- (6) 今回、毎年の資格更新制度の考え方に、ポイント制度を合わせることで、ITCの継続学習の設計をしやすくし、毎年更新の価値を制度上も分かり易く整理して、市場からの高い評価につなげたい。

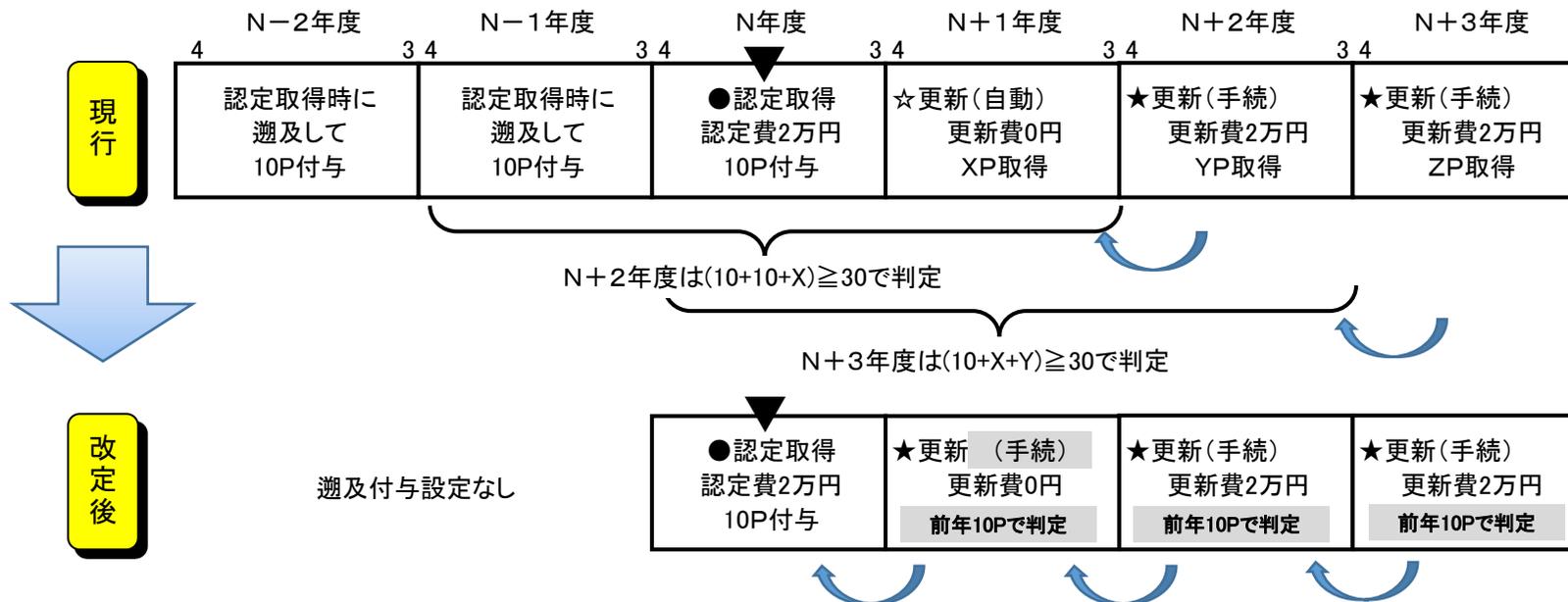
2. 改定概要

(1) 現行の「3年累計30ポイント」から「年間10ポイント」の単年度判定に改定する。(下図参照)

- a. 2016年度から前年度10ポイント取得を更新条件とする。
- b. 但し制度移行措置として、2016年度、2017年度に限り、前年度10ポイントに満たなくとも遡及して3年累計30ポイントを取得していれば更新可能とする。即ち現制度と新制度のいずれの条件でも更新可とする。
- c. 現行の条件不足更新特例(30ポイント未満でも1年に限り更新を認め、翌年に満たせば更新する)も2017年度限りで廃止する。

(2) これに伴い、資格取得時において、現行の「3年度遡及30ポイント付与」から「取得年度10ポイント付与」とする。

(3) 新規資格取得者の更新初年度において、現行の「更新手続き不要(自動更新)」から「更新手続き要」とする。



3. 改定理由

- (1) 基本的な考え方で述べたとおり、最新のIT知識を身に着け弛まぬ研鑽を続ける更新制度は、中小企業の経営層からみるとITコーディネータ活用の大きなアドバンテージとなっており経産省からも高い評価を得ている。今回の制度改定により、ITコーディネータはより明快にこの点をアピールすることができると思う。
- (2) 当初、資格更新に必要なポイントは、その多くをITCA主催研修による知識ポイントが占めており、業務多忙なITCや地域のITCには地理的、時間的な制約から、基準とした年間10ポイント取得が困難な場合が懸念された。このため、3年間の幅のなかで30ポイント取得を更新条件とする運用としたが、遡及付与など資格希望者への説明も複雑で、ITCからも分かりにくく管理が面倒という声を頂戴していた。
- (3) 協会では2012年に制度改正し、ITC業務の「実務ポイント」を広く認定、またeラーニングのメニューも拡大するなど、ポイントを取得する機会の増大、制度の充実に努めてきた。2014年度、2015年度は何れも当該単年度10ポイント以上の取得者が85%超となっており、現制度も十分認知、浸透してきたと考えられるため、制度の本質でもある継続的なレベル維持・向上を図る意味でも当初基準とした運用に立ち戻ることにしたい。
- (4) 現在、資格取得者の更新2回目の更新率が低調(2回目87%、3回目96%)であるが、初回が自動更新であるため、最長で25ヶ月もの間、無操作となることが原因のひとつと考えられる。状況改善のため初回から更新手続きを行うよう改定したい。資格取得時に10ポイント付与されるため、実質的には初回は手続きのみで皆更新となる。